

【京都府】（京都市、宇治市及び伊根町 以外）

- 京都府では、都市、農山漁村などの地域の特性を踏まえた良好な景観の形成を促進するため、禁止地域を除く府内全域を許可地域としています。
- 景観法を踏まえた屋外広告物の規制に関する枠組みの整備として、景観地区と準景観地区を禁止地域に加えています。現在では具体的に指定されている地域はありませんが、今後市町村等の景観行政の進捗に伴い逐次指定が進むことも予想されます。
- 車両広告を除く広告物の表示等に係る事務については、府内各市町村で行っており、これに係る手数料の金額、許可基準についても各市町村で定められています。詳しくは市町村の担当窓口にご確認ください。

・ 車両広告に係る許可基準

対象	許可基準
・ 鉄道車両、路面電車等で、路線が京都府内（京都市域を除く。以下同じ）にある ・ 路線バス、定期観光バス、高速バス等道路運送車両法上の一般乗合旅客自動車で、路線が京都府内にある ・ 貨物トラック、商用車、貸切バス、タクシー、一般自家用車等前述の一般乗合旅客自動車以外の自動車で、使用の本拠の位置が京都府内にある	・ 車両の前部の窓に表示しない ・ 電光の表示による等任意に表示内容を変更できない ・ 広告宣伝用自動車については、消防自動車、救急車と紛らわしい色彩を用いない ・ 1車両当たりの広告物の数が5以下

・ その他の広告物に係る許可基準（旧府施行規則による。現在は基準を市町村ごとに定めており異なる。）

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件
1. 広告塔			
(1) 路上広告塔		・ 高さ＝2 m以下 ・ 幅＝高さの1/3以下	
(2) 屋上広告塔		・ 高さ＝設置建築物等の高さの1/3以下で上端の高さが地上から46m以下 ・ 幅＝高さの1/3以下	・ 永久構造物であること
(3) 一般広告塔		・ 高さ＝地上から30m以下（木造は地上から10m以下） ・ 幅＝高さの1/3以下	・ 道路の交差点から20m以上離れた箇所に設置すること
2. 軒下広告物			
(1) 壁面に直接設置するもの（直描を含む）	・ 設置壁面面積の1/2以下	・ 長さ＝設置壁面の同一方向の長さを超えないこと	
(2) 突き出して広告面が壁面と平行なもの	・ 設置壁面面積の2/3以下でかつ20㎡以下	・ 長さ＝設置壁面の同一方向の長さを超えないこと	・ 道路上に突出しないこと ・ 同一壁面に同一内容は1個
(3) 突き出して広告面が壁面と直角なもの	・ 10㎡以下	・ 設置壁面から垂直方向に1 m以上突出しないこと	
3. 屋上広告物			
(1) 洋風屋根に設置するもの		・ 縦＝3 m以下 ・ 横＝屋根幅の2/3以下	
(2) 和風屋根に設置するもの		・ 縦＝2 m以下 ・ 横＝屋根幅の2/3以下 ・ 広告物の上端が大棟の高さを超えないこと	・ 永久構造物であること ・ 屋根面に直描しないこと
4. 立看板		・ 縦＝2 m以下 ・ 横＝1 m以下 ・ 高さが30 cmの脚を有すること	・ 掲出期間は30日以内 ・ 道路上に設置しないこと
5. 建植広告物	・ 30㎡以内	・ 上端が地上から6 m以下	・ 著しい変形でないこと ・ 上下二段以上の複合でないこと

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件
6. へい垣広告物	・ へい垣面の面積の1/2以下	・ 上端の高さはへい垣の高さを超えないこと	・ 2個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること ・ へい垣面に直描しないこと
7. アーチ広告物		・ 縦＝2 m以下	・ 設置場所は繁華街又はこれに準ずる地域であること
8. 気球広告物		・ 球型で直径3 m以下 ・ 網の長さ45m以下	・ ネット面に広告物を設置すること ・ 補助網を用いること
9. 横断幕		・ 縦＝1 m以下	・ 設置場所は繁華街又はこれに準ずる地域であること
10. 幕広告		・ 幅＝1.5m以下 ・ 長さ＝11m以下	・ 幕は布地を用いること
11. はり紙	・ 1 m ² 以内	・ 1 辺 1 m以下	・ 掲出期間30日以内 ・ 著しい変形でないこと

・ **禁止に対する特例の基準**（旧府施行規則による。現在は基準を市町村毎に定めており異なる。）

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件
1. 建植広告物	・ 30 m ² 以内	・ 一辺（脚の部分の長さは算入しない。）10m以下	・ 形状は横短冊形であること ・ 色彩意匠は簡素でペンキ塗装
2. 電柱広告物		・ 縦＝1.2m ・ 横＝50 c m ・ 下端が地上から1.5m	・ 鉄板巻付広告物であること ・ 知事が定める区間毎に類似した内容を表示したものは1個 ・ 色彩意匠は簡素でペンキ塗装
3. 街灯柱広告物		・ 縦＝50 c m以下 ・ 横＝30 c m以下 ・ 下端が地上から4.5m以上（歩道上2.5m以上）	・ 突出広告物であること ・ 街灯柱1本に広告物は1個 ・ 色彩意匠は簡素でペンキ塗装

・ **適用除外の基準**（旧府施行規則による。現在は基準を市町村毎に定めており異なる。）

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件
1. 速報等	0.5 m ² 以内		掲出期間を明記
2. はり紙等	0.25 m ² 以内	一辺の長さ80cm以下	・ 掲出期間30日以内 ・ 掲出期間、責任者の住所及び氏名、連絡先を明記（住所ははり紙等のみ明記）
3. 政治資金規正法の届出団体によるはり紙、はり札、広告旗、立看板等	・ はり紙、はり札＝1 m²以下 ・ 広告旗、立看板等＝2 m²以下		
4. 自己用広告物	5 m ² 以下（風致地区は2 m ² 以下）	一辺の長さ5 m以下（風致地区は2 m以下）	
5. 車両広告	・ 自己の車両に自己の氏名、名称、商号、事業内容、取り扱う商品又は提供する役務を表示 ・ 簡単な図形の結合等からなる意匠を有し、事業者を識別するため複数の車両に共通して表示 ・ 行き先、運行経路等利用事項を案内するため表示 ・ 一般乗合旅客自動車以外の自動車で、使用の本拠の位置が京都市域を除く京都府内にないものに表示 ・ 1 車両当たりの表示面積の合計が1 m²以下		
6. 寄贈名等を表示する公益上必要な施設又は物件	表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの面積の1/20以下で、0.5 m ² 以下		

*京都市、宇治市、伊根町の許可基準は次ページ以降を参照